

台風時における登下校について

1. 台風の影響で、登校する前にテレビやラジオ放送、広報等で、滋賀県に**暴風警報**が発令されている場合は、次のように行動してください。

- ① 午前6時までに暴風警報が解除されたら、普通どおり授業が行われます。
- ② 午前6時をすぎても暴風警報が発令中の場合は、自宅待機をしてください。
- ③ 午前10時までに暴風警報が解除された場合は、通学路の状況に十分気をつけて 13:30までに登校してください。
- ④ 午前10時をすぎても暴風警報が発令中の場合は、臨時休業になります。

ただし、①、③の場合でも、道路や橋の破壊、堤防の崩壊などで登校できない場合や、交通機関の停止や停止の恐れがある場合、または自宅が浸水するなどの被害を受けた場合は登校しなくてもよいのです。

2. 特別警報が発令された場合

「特別警報」については、1と同様に行動してください。

3. 登校後に暴風警報、特別警報が発令された場合は、次のように行動してください。

暴風警報、特別警報が発令された時の気象状況（台風の中心位置、風速、進行速度、進路等）、交通機関や道路の状況等から判断し、授業を中止して安全な場所への避難や下校させることがあります。その場合は、学校の指示にしたがって行動してください。